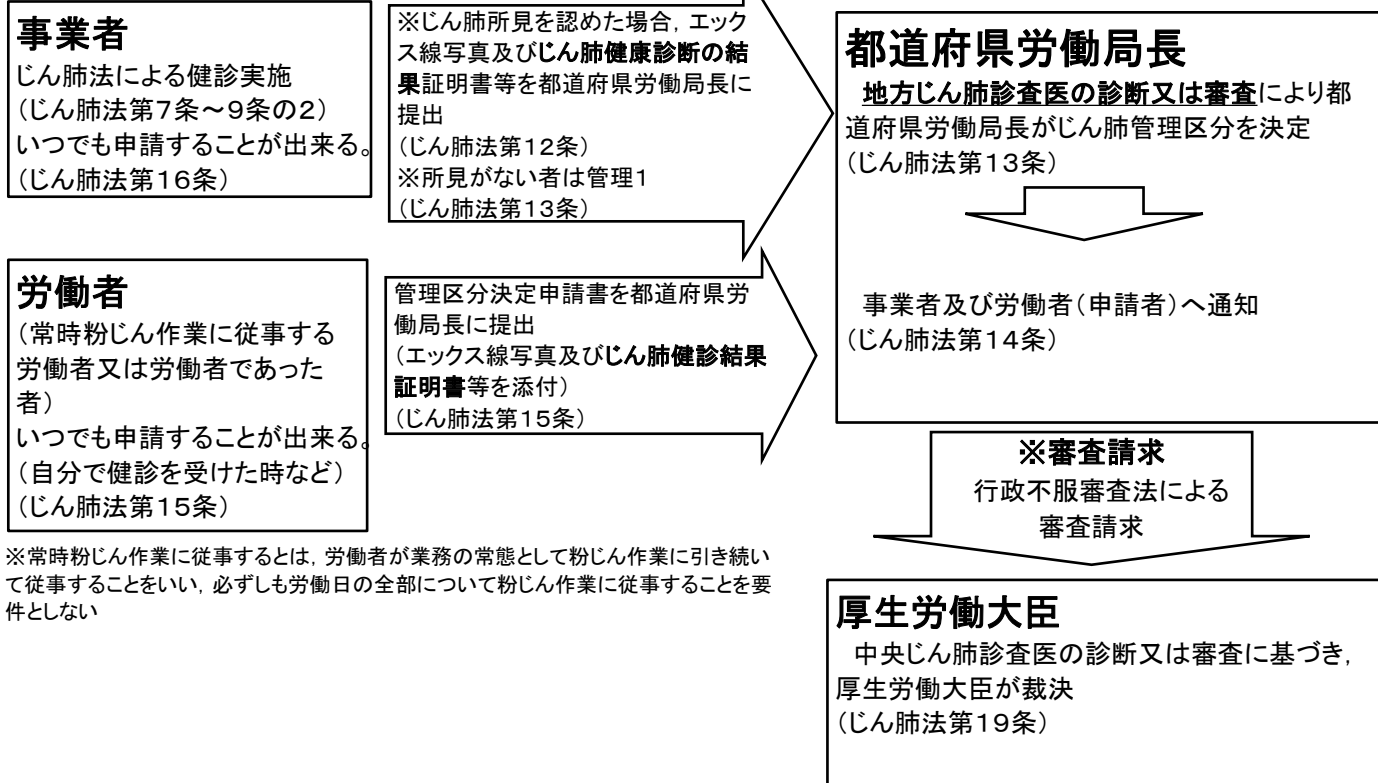


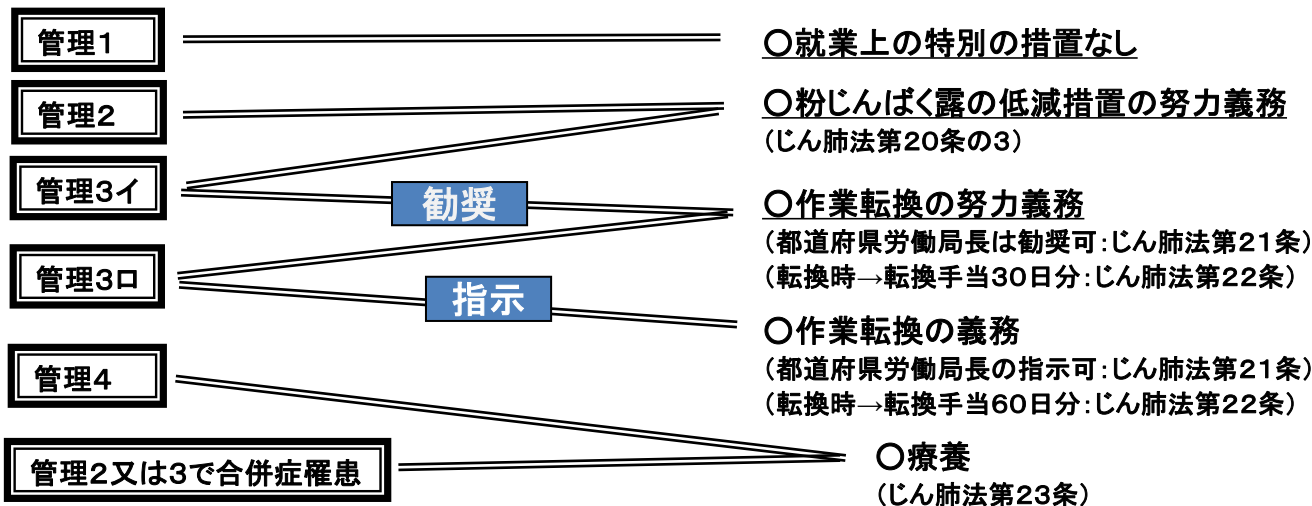
○じん肺の進展防止のため、粉じんばく露の低減・中止を基本とした措置を講ずるための基本となる医学的要件であり、次のように定められている。(じん肺法第4条第2項)

じん肺管理区分		じん肺健康診断の結果
管理1		じん肺の所見がないと認められるもの(エックス線写真の像が第1型以上に該当しない)
管理2		エックス線写真の像が第1型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理3	イ	エックス線写真の像が第2型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
	ロ	エックス線写真の像が第3型又は第4型(大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のものに限る。)で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理4		1 エックス線写真の像が第4型(大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるものに限る。)と認められるもの 2 エックス線写真の像が第1型、第2型、第3型又は第4型で(大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のものに限る。)で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの

## ○じん肺管理区分決定の流れ



## ○じん肺管理区分に基づく就業上の措置(じん肺法第20条の3, 21条, 22条, 23条)



※合併症は、じん肺法施行規則において①肺結核②結核性胸膜炎③続発性気管支炎④続発性気管支拡張症⑤続発性気胸⑥原発性肺がんと定められている。